

川柳と法律

法學博士 岡田朝太郎

川柳と法律とを關係させて考へると云ふことは頗る無理なやうであるが、専門となると注意して觀さへすれば、如何なる事物相互の間にも全然關係が無いと云ふことはない。例へば加藤博士が生祠に就て研究された所に依ると、九州の或る地方には、現在生活してゐる自然人が、神として祭られてゐると云ふことであるが、是等の事も法律上から觀ると、面白い關係がある。即ち斯の如き人間神を祭る拜殿に不敬の行爲があつた者は、果して刑法第二十四章、禮拜所及び墳墓に關する罪の第八十八條第一項に依つて處罰することを得るか、或は又、神たる人間に對する侮辱罪として第三十四章名譽に對する罪の第二百三十一條によつて論ずべきか聊か疑問であると云はねばならぬ。既に一寸した斯う云ふことにも法律は關係を持つのであるから、社會百般の事物を題材とした川柳が、法律と無關係であらう筈はない。

私が川柳を好むに至つた動機は父が川柳好きであつた事から來てゐる。父は擊劍以外には殆ど無藝で、姓名も僅に假名文字で記し得た程の武邊一點張の人間であつたが、好物は酒と川柳と小謠とで、よく酒を飲んで前へ私を座らせては、約一時間程も川柳の話をして聽かせた。そんな時にはきまつて繪入柳樽を膝の前に置いて説明したのを、今でも記憶してゐる。いつも大抵同じ事を聽かされるので、私は時々居睡りをしたが、父はそれを見つけると非常に怒つて、武士たる者が居睡りをする事があるかと大喝した。聽かされた句は一々覺めてゐないが、最も度々出たのは

雷りは鳴る時ばかり様をつけ

と云ふ句で、きつと其のあとから、「いゝか、さう云ふやうな心懸ではいけないのだぞ」と訓戒された。其の外に

辨慶は無駄な道具を八つ持ち

と云ふのも度々出た。私は當時此の「八つ」が分らないで、辨慶ならば七つ道具でありさうな筈であるのにと頗る不思議に思つて、聽く度毎に質問したが、父はどうしても心往く説明をしてくれないで、何かの間違ひだらうと笑つて濟ませた。

十五の年には、もう私は東京へ來てゐたが、そんな關係で幼時から川柳趣味を注ぎ込まれてゐたの

で。十八歳頃からは盛に川柳の本を買ひ出した。そして其の後長く今日まで繼續してゐる。併し顧ると川柳の本も高價になつたもので、其の當時は僅に二三錢で買へたものが、今日では四圓もするのには、驚く外はない。でも、好きとなると價の高下には拘らないので、今以て買込んでゐるが、そんなわけで、恐らく日本中で一番多く川柳の書籍を持つてゐるのは私であらうと信じてもいい位の數に達した。刑法關係の書籍も六千近く持つてゐたのを、震災前に明治大學の圖書館へ移したが、其のために全部焼いて了つた。ところが幸に川柳の本は、劇に關するもの、宗教に關するものと共に葉山の別荘へ持つて行つてあつたので、何れも助かつた。随つて川柳の方の材料には先づ事を缺かない。

二

そこで前提といふか總論と云ふか、兎に角前文句が長くなつたが、それ等の多くの材料の中から法律關係の句を撰み出して、先づ之を支那の部と日本の部とに別ち、其の中で更に項目を別けて、各項約三句宛の標準で、略ぼ時代順に列べて見た。最初は支那の「東方朔」から始める。

- 1 西の桃かすめて東壽を延ばし
- 2 水菓子を三つ盗んで長生きし
- 3 盗みぐひ東方朔が元祖なり

(1)は文化文政以後天保あたりにかけて行はれた狂句の部類に屬するもので、川柳としては餘り面白く

ないが、西とは西王母、東とは東方朔の事で、東方朔が西王母秘藏の桃を竊かに食うて三千年の壽を延ばしたと云ふ傳説を採入れたものである。こんな句は單に西と東とを取合せたと云ふばかりの低級な文字上の遊戲に過ぎない。(2)は三千年の壽を延ばしたといふ事と、西王母の桃は一千年に一たび花咲き實ると云ふ事とを關係させて、水菓子をつと洒落れたまでである。(3)は(1)(2)を見れば自づから解釋がつくが、茲に元祖とあるのは、斯々の事で最も名高いと云ふ程の意味である。そこで何故に是等の句が法律に關係があるのかと云ふと、それは盜み食ひが竊盜罪に當るからである。

次には「舜」である。これも三句だけ拾つた。

- 1 聖人の代にも繼母のむつかしさ
- 3 屋根葺も井戸堀りもした帝様
- 2 天之を汲み分け給ふ舜の井戸

舜は父を瞽瞍、母を握登と云つて、其の母の握登は大きな虹を見て舜を孕んだと物の本に出てゐる。由來大聖人とか英雄豪傑などの出生には、必ず迷信じみた奇蹟が附いて廻る。例へば釋迦は三年三月生れず、終に母摩耶夫人の脇の下を蹴破つて出たと云はれてゐるし、キリストは父なくして生れたと云ふ特別不思議の生れ方をしてゐる。舜も母が虹を見て孕んだといふからには、人間の子でなくて虹の子である。嘘もいゝ加減にして貰ひたいものである。(1)の句は、舜の生母が死んで、父に後妻が來たの

で、舜は以來繼母の手にかゝつたが、其の繼母の腹に象といふ實子が出來たので、繼子の舜は事毎に甚く當つて窘め抜かれた。そこで堯舜と並び呼ばれる聖人の治世にも「繼母のむつかしさ」と詠んだのである。法律關係から云ふと「繼母」は民法の問題であつて、實母と繼母とは各權利義務が違ふ。(9)は其の繼子いぢめの一例で、或る時繼母は舜を殺さうと圖つて、舜に井戸替を命じ、入つた處を見ずまして上から泥をかけて生理にしようとしたが、天の助けで自然に横穴が出來て助かつた。(3)の屋根葺も其の繼子窘めの別例で、或る時繼母は舜に穀倉の屋根の修葺を命じて屋上に登らせた上、梯子を取去つて焼殺さうとしたと云ふのである。化政天保度の人が、こんなひねくれた故事を提出して來た種本は、通俗二十一史である。

此の舜といふ人物は、中々刑法と關係の深い人で、支那最古の法典で今日に傳はり残つてゐるものは只尙書の舜典のみである。これが支那刑法の發端で、其の中には「象ルニ典刑ヲ以テス」と云ふ文句が眞先に見えてゐる。刑は形に通じ、又型に通ずるのであつて、定罪擬律の準則とするには、大切なる型を以てせねばならぬ。次には又「流ハ五刑ヲ宥ス」とある。五刑といふのは舜以前には劓、刵、剕、黥、殺と五つの慘虐な刑が行はれてゐた。それを一段調子を下げて代りに流刑にすると云ふのである。更に其の次には「鞭ヲ官刑ト作ス」とある。鞭は發音文字で、之で撲つとペンと音がするからであるが、こ

この法文の意は官吏の犯罪は鞭つことを以て刑罰とするといふにある。次は「朴ヲ教刑ト作ス」で、朴即ち眞直な鞭で打つのが教育上の刑である。これは私も小學時代に往々適用せられた記憶がある。次は「金ヲ贖刑ト作ス」で、更に其次には、むづかしい字で「管災ハ肆赦ス」とある。これは要するに「過失又ハ不可抗力ハ罪トナラズ」の意である。日本の現行刑法では正當防衛と緊急避難行為で、第三十六條、第三十七條に其の規定がある。尙其のあとには「怙終賊刑ス」とあるが、これは犯罪を累ねた者には刑を重くするといふこと、即ち今日の累犯加重で、世界的の原則である。以上は舜典に現れた科刑上の主義であるが、最後は「欽哉欽哉。惟刑之卹哉」といふ訓戒の語で結んである。つまり慈悲忍辱の目を以て見よといふのであつて、それが川柳子の所謂「屋根葺も井戸堀りもした帝様」の訓令である。次には堯舜を引括めて「聖代」とする。これには十句ある。

- | | | | |
|---|---------------|----|---------------|
| 1 | 堯舜の牢に蜘蛛の巢閑古鳥 | 6 | 落ちたるを拾はず道を讓合ひ |
| 2 | 賞の沙汰ばかり堯の決斷所 | 7 | 堯の代に細工のひまな錠と鍵 |
| 3 | 舜の代は貸すも返すも皆地藏 | 8 | 堯舜の代には錠前直し來ず |
| 4 | 舜の代の初つ評定は先づ孝子 | 9 | 錠といふ物が出来ると桀の民 |
| 5 | 孝行のうつたへに鷄驚かし | 10 | 貫木は桀王の代に始めたり |

(1)は説明の必要がない。聖代で泥棒がないから半屋には閑古鳥が啼くといふのである。閑古鳥は古來寂しい所にゐるものだとしてゐる。(2)は、賞罰を決するのが決斷所の事務であるが、聖代には賞すべき者ばかりで罰すべき者がないのである。(3)は、「なす時の閻魔顔」から來てゐるのであつて、債權者も債務者も皆地藏顔で貸借をするといふ意味。(4)は舜の治世になつて、一番初に取扱はれる事件は孝子旌表の事だと云ふ意味。(5)は諫鼓鷄の事で、堯舜の代には諫鼓といふ物があつて、人民が上長者の邪曲を訴へる時には之を打つ定めであるが、訴へる事がなから鷄が其の太鼓の上へあがつて遊んでゐる。所謂「諫鼓苔蒸シテ」の状態である。ところが偶々其の太鼓を打つ者があつたので鷄は驚いて飛び立つた。何の訴へかと思つて聴くと、それは某村に孝行の者があると云ふ訴であつたとの意味である。(6)は、道遣ちたるを拾はず云々と云ふことを句にしたまでのもの。(7)は夜「戸をとざさず」と云ふ事を題材にしたものであるが、詩としての値打はない。イヤな句である。(9)は桀王の代になつて政が亂れた事を指したもので、(10)も同意である。此の(9)の錠は、古本の柳橙に「ちやう」とあつたのが、いつの間にか「蝶」と寫し違へられた爲、何故惡王の治世に蝶が出來たのか分らず久しい間難句とされてゐたのを、色々調べた結果遂に假名違ひである事が判つたのである。次は「紂王」であるが、

1. 儒者のテンブラ紂王拵らへる
- 2 炮烙の刑黒まめの腹を切り

3 腹を裂く所へ武王押し寄せる

の三句だけ拾つて見た。(1)は紂王が自分の非を諫める儒者を、炮烙の刑と云つて、油を塗つて猛火で熱した銅柱を抱かせて殺した。それを油いためにして殺したと云ふ所からテンブラと見立てたもので、これも實にイヤな句である。(3)は妊娠の腹の中にある胎児の男か女かを言ひ中て、興ずるため其の腹を裂かせたと云ふ話を本にして、恰も腹を裂いてゐる所へ、武王の軍が攻寄せて來て商は亡滅し、周の代になつたと云ふ意味の句で、何れも刑罰として、或は不法に人を殺した話であるから、刑法に關係がある。次は「馬氏」即ち太公望の妻の事である。例に依つて三句だけ採つた。

- 1 唐様の三行り半は地へにぢみ
- 3 車遣れあとには馬氏と盆の水
- 2 盆の水七去の外の離縁狀

これは説明するまでもない有名な話である。太公望は六十幾歳まで貧乏で、金もないのに富貴榮達を雲烟過眼視して、常に眞直な針を綸の先につけて釣を垂れてゐた。それで妻君の馬氏が、これでは先の見込がないと見限つて離縁を呉れと云出した。太公望はそれを聞いて色々諭したが、馬氏は到頭聞入れないで去つて了つた。すると其の中に太公望は文王に見出されて宰相に任ぜられる事となつたので、駒馬の車に乗つてこれから登廳しようとする其の途中で、馬氏が跪いて罪を謝して、元通り夫婦になつて

呉れと頼んだ。文王は其の願を聞いて、元通りにして遣れと云ふと、太公望は馬氏に命じて盆に水を盛らせた。そして又其の水を地上にあけると云つた。馬氏が其の通りになると、太公望は更に今一度其の水を拾つて盆の中へ戻せと命じた。馬氏が、水はもう地中にしみ込んだから拾へぬ、と云ふと、太公望は聲色を正して、「それ見ろ、一旦覆した盆の水は再び復らないではないか、其の通り一たび去つた妻は復縁することが出来ないのだ」と諭した。といふのが其の話の筋であるが、(1)の句はその覆水盆に復らずの譬喩を唐様の三行り半、即ち離縁状と洒落れたのである。(2)は、七去即ち子なきは去るとか何とか云ふ七ヶ條の離婚條件の外に、太公望は、そんな仕方をしたと云ふ意味。(3)は、復縁の願を取上げずに太公望が「車遣れ」と命じて立去つたあとに、悄然たる馬氏と、こぼれた水とが寂しく取残されてゐる情景を詠んだものである。

これは民法、刑法、行政法に跨がる問題である。第一に夫の單獨の意思表示で離婚の効力が發生するといふのは東洋流の法律である。今日でも協議上の離婚には格別の理由を要しないが、裁判上の離婚には十個の場合が限定的に列擧されてゐる。法律上の争ひとなれば、是等の場合以外には夫と雖も漫に離婚の主張が出来ないのである。ところが昔は、夫にばかり離婚の権利があつて、妻からの離婚の申出は夫が承知せぬ限り拒否された。そこで舊幕時代には其の救済法として、鎌倉松ヶ岡の尼寺へ駈込んで、

假令有髮の儘でも三年の間其處で尼修行を仕遂げれば、亭主はイヤでも離縁を承知せねばならなかつた。此の事は穂積重遠氏が委しく研究して、其の結果「松ヶ岡」と云ふ書物が出来てゐるが、此の事を見て、昔は夫の一言で容易に離婚が出来たことが判る。

次は「菊慈童」である。菊慈童は一に枕慈童とも云はれる。西周の或る王に仕へてゐた侍者であつたが、或る時過失で王の枕を蹴つた。そこで王は之を罪して四句の偈を興へて放逐したが、其の後仙家の人となつて七百年の壽を保つた。それで古來目出度いものゝ例に引かれてゐる。

1 御枕を蹴ぬと慈童もたゞの人 3 菊慈童屁でも放つたら縛り首

2 御枕を越えて七百年の夢

(1)はお枕を蹴ると云ふやうな過失がなかつたら、一生名も知られずに終つたらうといふ意味。(2)は七百年の壽を保つたのは、其のときに放逐されたのが根原であるといふ意味。(3)は、枕を蹴つたゞけでも流刑に處せられたのであるから、若し王の前で放屁でもしたら死刑だらうといふ調弄半分の句である。こゝに現れてゐる刑罰は縛り首と放逐と二つあるが、之を比較的に考へると、死刑は古代から存在したものでないらしい。總ての民族が必ずしも其の通りではなかつたらうが、まだ一所に定住せぬ前の漂泊時代には、其の移動の際に同伴しないで棄てゝ行くのが、最も重い處分であつたらしく思はれ

る。之が定住時代になつて形を變へたのが放逐である。死刑は、ずつと遅れて行はれたものであらう。日本でも神代史には素戔嗚尊放逐の事が出てゐるが、大抵古い時代の極刑は放逐であつたらしい。

次の「子路第十三」は論語の標題である。孔子に或る人が、自分の領内に直躬と云ふ者がある。其の父が羊を盗んだので逮捕して調べると、子の直躬が少しも包み隠さず、父の罪行を眞直に陳述した。何と正直な人間ではないかと語ると、孔子は「父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す、直きこと其の中にあり」と云つた。それを川柳では

1 羊 泥 坊 父 ヅ さん だ く 3 母 は 子 の 爲 に 隠 して 一 つ 脱 ぎ

2 親 は 子 の 爲 に 隠 して 溜 め る な り

と詠んでゐる。(1)は明白である。あとのは只言葉だけを借りた洒落で、(2)は内證で貯蓄すること(3)は放蕩息子に無心されて着物を脱いで質に入れて遣る事である。本題の親が子の爲に罪を隠すといふ事については、現行刑法の百五條に其の通りの規定がある。これは第七章、犯人藏匿及び證憑湮滅の罪の末尾にある規定で、「本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セズ」とある。單に「親族」とあるのだから、六親等内の親族ならば、罪人を藏匿し又は證憑を湮滅させても罪とはならない。これは子路十三の思想から來てゐる、東洋風の誇である。

支那の部の次は日本の部であるが、其の最初に出て来るのは「素戔嗚命」である。こゝでも矢張り三句だけ拾ひ上げた。

1 勘當は神代からして男の子

女の勘當は聞いたことがない。勘當とは、むづかしく言へば追放、放逐の事である。大昔流に云ふと、即ち「神やらひにやらふ」で、法制史上の問題である。ところで此の素戔嗚命は、實在の或る一個人の名ではなく、スサとは亂暴して荒びること、ミコトは御人で、目上の人を尊んで呼ぶ場合に用ゐる。今日の言葉で云へば御方である。だからスサノヲノミコトとは、早く云へば亂暴者と云ふことで、一族に害をした爲放逐された御方である。

扱素戔嗚尊の亂暴が餘りに烈しいので、天照大神は天石窟へお隠れになり、世の中が常闇になつた。そこでこれではならぬと云ふので神々が集まつて鈿女が滑稽な踊をする。其の騒ぎが餘りひどいので、大神がソツと石窟の戸を細目にあけてお覗きになると、隠れてゐた手力雄命が其の戸を強力で引きあけて信州方面へ投げたので、夜が一時に明けて、鶏が明らかに啼いた。それを詠んだのが

2 鶏が鳴いて日本の夜が明ける

で、其の時手力雄命が投げた石の戸が大きな地響をして戸隠山へ落ちると、信濃の山野にはバツと日が射した。その光景を叙したのが次の句である。

3 信濃へは地響がして日があたり

此の話が亂暴者放逐事件の神話化で、法制史上に關係を持つてゐることは前述の如くであるが、更に詳細に云ふならば、此の素戔鳴尊の事蹟は舜の事蹟が古い如く古いものである。そして凡そ法制史を遡つて研究すると必ず刑法史になるが、日本刑法史の一番古い事實はと云ふと、此の素尊放逐の事實である。昔宮中では六月と十二月との兩度に必ず大規模の禊祓をされた。これが大祓であるが、後にはそれが十二月一回限りになり、遂には執行されなくなつたらしい。其の大祓の祝祠を見ると、其の中には罪を二大別して天つ罪、國つ罪とされてゐる。天つ罪とは高天ヶ原で犯した惡事で、「吽放、溝埋、穢放、頻時、串刺、生剝逆剝、尿戸、許々太久の罪」を云ふのである。つまり素戔鳴尊は姉たる天照大神の田を害する爲め、是等の不法行爲の多くをせられたのであつて、其の行爲の實質については既に從來の國學者が解説を加へてゐる。其の中で問題になるのは頻時で、これは從來の説に依ると、既に種の播いてある處へ重ねて又播種することで、二重に播くから稻が出来ないのだと云ふ事であるが、私はこれは場所によつて耕作を休む必要がある時に、強いて播種をすること、即ち違法の播種をすることを指したも

のであらうと考へる。つまり今日の言葉でいふ輪番耕作法、交換播種法が矢張古代の日本にも行はれてゐたのであらうと思ふのである。

此の話を事實として考へると、確に人類初期の犯罪として最も重いもので、農業時代にあつて民族の生命とも云ふべき事業に害を興へると云ふことは、神社を潰す事と共に正に極刑に値する。だから高天ヶ原の神々が神集ひに集ひ、神議りに議つて、素戔嗚尊を神やらひにやらはれたのは尤もであると云はねばならぬ。しかし、さう云ふ風に觀て來ると、高天ヶ原は小アジアの山にあるなどと云ふ説は危いもので、ベルシア、アツシリア、バビロニアの中間の何處か米の出來た處へ持つて行かねばならぬ事になるが、そんな事は「川柳と法律」の範圍外のことであるから、取消すことにしよう。併し其の亂暴者の素戔嗚尊も、簸の川上で八岐大蛇を退治して稻田媛と結婚して、「出雲八重垣妻ごめに」といふ事になると、話が急にイキに成つて來る。これは異民族との結婚、征服を説いたもので、何處の國の古い話でも、土着の民は大抵蛇になつてゐる。それに、初期の民族は多く河川の岸にゐたものであるから、旁々以て八岐の大蛇は先住民族だといふ事に落ちて來るのである。

次は「將門」であるが、上下三千年の日本史を通じて、恐れ多くも帝位を望んで自ら天子にならうとした大逆は、又とない珍しい例である。川柳子は

1 叡山で見下ろす時分塚が鳴り 3 運の盡き俵にコメを見つげられ
2 人の眞似する猿鳥のにせ公卿 4 秀郷はみかどの様なものを射る
(1)の塚は京都東山の將軍塚の事である。有名な田村麿將軍の塚で、皇居又は帝國に災禍がある時には、守護の爲鎧を着て出て来る、其の際には必ず塚が鳴動すると云はれてゐる。(2)は猿鳥と猿眞似ともぢつたもの。(3)の俵は、俵藤太秀郷、コメはコメカミの略語である。將門の七變化といつて、七人の影武者を作つてゐるため、見定めがつかぬので、俵藤太はこめかみを覗つて射たと云ふ傳説から採つたものである。要するにこれも狂句たるを免れない。

次は盜賊の「袴垂」である。

1 盜人の兄嬢歌が上手なり

傳説では、袴垂は和泉式部の夫の弟となつてゐる。だから即ち「兄嬢」である。そこで

2 小式部の緋の袴まで盗み出し

で、和泉式部の子の小式部、即ち姪の所持品まで、手近にあるに任せて盗み出すことにもなる。そして結局は

3 袴垂八重九重に縛られる

のである。此の(3)の句は九重に入つた泥坊を句はせたものであらう。どうしても狂句式である。

次は「俊寛」である。これは先づ

1 鹿ヶ谷大一座だとかぶろ告げ

我々は此の「鹿ヶ谷」をシ、ギャツと教へられたものであるが、近頃の歴史の本にはシカッタニと讀ませてある。此處は俊寛等の一黨が平家に叛く豫備陰謀の爲に集會した場所である。「大一座」は吉原へ大連で登樓する客の事、「かぶろ」は清盛が密偵として京洛に放つた禿と廓の禿とを懸けて云つたもので、以上を引括めて此の(1)の句は、遊客の大一座と謀叛の内議の席とくつつけて讀んだ狂句である。禿はカムロとも讀むが、段々調べて見ると川柳にはカプロと云ふ假名の方が多い。殊に寶曆頃は確にカプロだつたらしい。

2 瓶子割つたと云ふ中に尻が割れ

これは其の謀叛の相談をしてゐる場所で、測らずも瓶子が倒れて割れたので、瓶子は平氏と音が通ずるところから、瓶子が倒れた、平氏が倒れたと云つて一同が喜んでゐると、そんな駄洒落どころではなく陰謀が露顯して逮捕されたのを、「尻が割れ」と嘲つたのである。

3 駄々ツ子の様に俊寛愚痴を云ふ

逮捕された俊寛一味は流刑に處せられて鬼界ヶ島へ遣られたが、後に共犯者の康頼等が赦免に遭つたのに俊寛は取殘されたので悲嘆して愚痴を云ふ、それが如何にも駄々子式だと云ふのである。

次は泥坊の「熊坂長範」で、これには

1 長範を佛御前は見たと云ふ 3 牛若が居ぬと熊坂大仕事

2 熊坂もつひに覺えぬ胸さわぎ

(1)は長範も佛御前も共に加賀の生れであるから、國許で見かけたやうな顔だと云ふのである。(2)は金賣吉次には牛若丸と云ふ者がついてゐるので、今夜はどうも失敗しさうだと云ふ豫感があつたものか、熊坂程の者も其晩は、ついでない胸騒ぎを覺えたと云ふ意味の句。(3)は金賣吉次は非常に多額の金を持つてゐたのであるから、牛若といふ邪魔者さへなくば大仕事が出来たらう、と推量した句である。牛若の次には當然辨慶が出る順序であるが、茲には省略する。

そこで次には主殺しの大罪人「光秀」を持つて來た。

1 恐ろしい十七文字は愛宕なり

これは例の愛宕での連句に、光秀が「時は今天が下知るさつき哉」と謀叛の意圖を含んだ立句を出したことを云つたものである。

2 七つ目も當テにはならぬ本能寺

七つ目といふのは自分の干支から上下何れへも七つ目の者と一緒に事をすれば互に助け合つて幸福になると云ふ俗説を云つたものである。即ち子の年生れの者は午年の者と、丑年の者は未年の者と相性だと云ふのである。ところが光秀は子、信長は午で、結局本能寺焼討となつたのを見ると、それも餘り當テにはならぬ、と云ふのである。

3 四日目は明智日蔭の守と成り

光秀は三日天下で、四日目には敗殘の落武者として日蔭の身となつたから、日向守を日蔭守ともぢつたゞけの駄洒落である。主殺しは勿論法律事件である。次には光秀の片相手の「秀吉」を持つて來た。

1 随分値切つて買へよと嘉兵衛云ひ

これは秀吉がまだ與吉時分に松下嘉平次の所に奉公をしてゐて、金を五兩持つて桶皮胴の鎧を買ひにやらされた時の光景である。ところが此の與吉實は其の金を持つて逐電して了つたので、幾ら待つても歸つて來ない、そこで

2 もう歸る筈だと嘉兵衛指を折り

となつたが、遂に姿を晦ましたので

3 請人を呼べと。松下急きに急き

と大騒動になつた。無論これは拐帶した金を弁償させるためである。身元保證は對人保證であるから、過失は辨償する義務があるが、泥坊した金まで償ふ義務が請人にあるかどうか疑問である。

次は「石川五右衛門」である。

1 白浪に千鳥は高く音を發し

薄田隼人と仙石權兵衛と二人が太閤の居間の次で宿直をしてると、其處へ五右衛門が忍術をばうて忍び込んだが、千鳥の香爐が鳴つたので見現されて捕へられたと云ふ有名な話を句にしたもので、白浪と千鳥の取合せは例の駄洒落である。

2、權兵衛の足を踏んだが運の盡き

讀んで字の如く、其の時に仙石權兵衛の足を踏んだのが惡運の盡くる所だと云ふのである。

3 五右衛門は生煮えの時一首詠み

捕へられた五右衛門は四條磔で釜煎の刑に處せられたと云ふ事になつてゐる。其の時釜の中で、例の「石川や濱の眞砂はつくるとも」と云ふ辭世の歌を詠んだのであるが、煮を切つて了つてからではそんな餘地がないから、多分生煮えの時に詠んだのであらうと云ふわけである。

此の五右衛門釜煎の時に使つたと云ふ釜は大阪府の堺監獄にあつたのを、其の後京都の監獄に移したとまでは判つてゐるが、今日は所在不明である。一見した所甚だ小さな釜で、到底一人入れない。恐らく五郎市だけでも入るまいかと思はれた。實際は陣中で湯沸しに使つた釜らしい。だから、五右衛門が其の釜で煮られたといふのは嘘であらうが、所謂釜煎の刑が當時行はれたのは事實と見てよからう。

裁かれる人の次には裁く人として、「板倉勝重」と「同重宗」とを持つて来る。

1 袴腰ひねつたとこで御請なり 3 木篇の反りは眞直な御捌

2 ねぢれたる袴には似ぬ御捌き

親子共幕府時代の人氣者であるが、此の三句は父の勝重の方である。(1)(2)は何でも勝重が濱松か何處かに居た時、將軍が勝重を呼んで町奉行に任命されようとする、勝重は暫時の猶豫を請うて家に歸り、妻に其の旨を告げて相談した。そして妻が公邊の事に女の口出しは出来ぬと答へると、確に左様かと念を押して、翌日出仕の時に態と袴の後をねぢつて着て出かけ、妻がそれを見咎めて注意すると、勝重は「昨夜お前は何と云つて誓つたか」と叱咤一番して、結局内諷を入れなかつたといふ有名な傳説を題材としたもので、(2)は袴がねぢれてゐるにも拘らず捌きは眞直であると云ふ意である。(3)の木篇に反は、板倉の板といふ字の解剖である。次に

4 其板はみんな柁サ目の御捌き 6 子を觀る事親に如かず直ぐな板
5 二枚目の板も直ぐなる奉行職

(4)(5)(6)は息子の重宗の方である。(4)の「みんな」は親も子もで、柁目は板倉の板と正しい意味の「正」とを言ひかけたもの。(5)は直接に二代目の奉行職重宗の事。(6)は京都奉行職の後任に何者が適當かと家康から聞かれた時、勝重が我子重宗を推薦したことを云つたものである。父の鑑識通り重宗は果して正しい裁判をしたが、此の重宗が後任者に事務を引繼ぐ時には、殊更に難事件を跡へ残して、それに對する自己の詳細な意見を添へた上、之を引渡した。後任者は其の書類のお蔭で就任早々其の事件の判決を公表することを得たが、そんな内實を知らない世間の者は、板倉程の人でも解決の出來なかつた事件を新奉行が苦もなく解決したのを賞揚した。これは確に理想的の事務引繼である。

次は「柳澤吉保」である。

1 二十萬で澤山だのにたくみ 3 すでの事柳が梅に並ぶところ
2 敵すでに百萬石も呑むところ

柳澤は極低い身分から二十萬石の大身にまでなつたが、それだけでは満足せず、妻のサメに將軍の世話をさせて、其の腹に出來た子を將軍の胤だとして主家乗取の大逆をたくんだが、途中で其のたくみを看

破られて、高減らしの上隠居を命ぜられた。傳ふる所に依ると、内々將軍家から百萬石のお墨附を貰つてゐたと云ふことで、それを川柳にしたのが(2)と(3)である。(2)はサメ子のサメを鮫と見立て、
「呑む」と續けたもの、(3)の「梅」は加賀家の梅鉢の紋所を指したものである。

次は徳川時代の名判官「大岡越前守」である。先づ一番が其の山田公事で

1 山田公事理非に二見の依怙は無し 2 濱の公事鯨この方泣寝入
(1)の二見は近所だから借りて来て、理非に二つなしといふことを聞かせたまで、(2)と共に何れも有名な鯨裁判の事を主題としたものである。此の裁判では今までズツと紀州領が無理を通してゐたのを、大岡が權威に恐れず理非を明らかにしたので、それ以來紀州方は鳴をひそめた。(2)の句は其處を詠んでゐる。二番目は、密夫と猫事件の裁判。此の種の大岡越前守名判決譚は、外にも随分數多くあるが、何處までが果して本當か明らかでない。

- 1 密夫とは膝へ上りし猫で知れ 5 マの者は猫で見出した御捌き
- 2 猫を出し白い黒いを御捌き 6 女房のマ者を猫で御捌き
- 3 猫に嗅がせる女房と臭い奴 7 御明察姦通にねこ賊に鳥
- 4 二夕股の女房は猫で御捌き

姦通の告訴があつたので、被告の男を訊問すると、自分は一度もあの女の家へ行つたことがないと釋明するので、それではと原告の妻の手飼の猫をつれて來させると、猫は其の男に馴れてゐると見えて膝へ上つた。それで姦通の證據が擧がつたと云ふ話が、是等の句の種である。これは希臘にも類似がある。(5)のマの者は、マヲトコのマを利かしたものである。(7)の賊に鳥は何の事か知らない。

三番目は「實母と子」即ち實子争ひの裁判である。

1 御白洲で子を引勝つて負けに成り 3 智者の眼は其母の眼を御實驗
2 奉行職赤子の胸を覺るなり 4 負けて勝つとは引分けの子の實母
實子争ひの訴が提起されたので、原被兩造を白洲へ呼んで兩方から子供の手を引張つて引勝つた者に子供を下渡すと宣言して競争させると、實母は子の痛さを思うて手を放したのに反して、虚偽の申立をした者は腕の脱けるのも構はず引張つたので、眞の實母が何れであるかゞ明らかになつたと云ふ話を句にしたものである。(3)と(4)とは何れもイヤな句である。

四番目は「冷え炬燵」の句である。

1 御捌きにヒの無い所が冷炬燵 3 今に名も冷めぬ炬燵の御捌き
2 御捌きはヒ無き炬燵の難有ひ

「ヒの無い」は「火の無い」と「非がない」とを掛けた洒落である。次は「孝行賞美」。これは四句だけ拾つた。

- 1 御月番まで漏出づる孝の晴れ
- 2 砂利の上目出度く座る孝の徳
- 3 難有く出る御白洲は親子連れ
- 4 孝母目出度く御白洲の砂利を踏み

孝行賞美は徳川時代に最も多く行はれたことである。

四

次には江戸時代の罪と刑とに關する川柳を少し拾ひ集めて見た。先づ最初が強盜

- 1 きりくくと脱げと追剥吸付ける
- 2 松の木に縛られて居る金飛脚

(1)は「吸ひつける」と云ふ句が全體を活かしてゐる。如何にも旨い句である。道中の強盜が旅人を脅迫して「きりく脱いで行け」と云ひ乍ら、自分は松の根方か何かに腰をかけて片足を膝へ上げ、煙草を吸つて吹かしてゐる大膽不敵さが目に見えるやうである。(2)は其の光景を他の一面から叙したもので、往來の松並木に金飛脚が縛られてゐるところである。

次は「手錠」の句、これも三つばかり擧げて置く。

- 1 腕の無い男の通る常磐橋
- 2 雪隠で嗅アどんやと手錠呼び
- 3 兩の手が自由になると店を追ひ

是等は何れも當時の法律制度を知らぬ者には判らぬ事である。奉行所は常磐橋内と鍛冶橋内とにあつたが、(1)の句は、傳馬町の牢屋から常磐橋内の北町奉行所へ呼出されて行く囚人のことで、縛られてゐる手が袖に隠れて見えないために腕がないやうに見えるのである。(2)は手錠をかけられて町内預けになつてゐる男が、便所へ入つて用便の爲に妻を呼ぶところ。(3)は、家主預けになつてゐる間だけは仕方なく元の借屋に置いとくが、手錠が取れると、急いで追出すことを詠んだものである。

最後には「流罪」の句を十二句ばかり拾つたのを列擧する。

- 1 白浪は波濤を越えて島へ遣り
 - 2 魚も裂き木も樵り候と島の文
 - 3 畏れ多くも御遠忌を島で待ち
 - 4 硫黄堀勞れてあはれ御赦の夢
 - 5 島々の人別の減る御恐悦
 - 6 赦し文乾物裂く手で伏し拜み
 - 7 御赦免の身と成り嶋の景を譽め
 - 8 蠣がらで額摺りむく赦免狀
 - 9 鳳も出よ優曇華も咲け御赦の日
 - 10 二三里は千鳥も送る赦免狀
 - 11 御仁政島の女房が後家に成り
 - 12 赦免狀本意なく塚に手を合はせ
- 流罪の例は古く俊寛がそれであるが、こゝに擧げたのは何れも江戸から八丈島、小笠原島などに遣られた罪囚の事である。(1)の「波濤」は「白浪」に對する洒落である。(2)は流罪囚の作業で、八丈では

多く鱒が捕れるから、それを天日に乾させたのである。島乾物と云つて江戸へも多く入つた。(3)は將軍の先祖の命日には或る種の流罪人を限つて特赦される。其の恩典を待つてゐる心持。(4)はイヤな言廻しであるが、八丈島では硫黄が出るので、流罪人の或るものは其の採掘作業を科せられた。其の烈しい力役の疲れてツイとろとろと寝入ると、恩赦になつた夢を見たと言ふのである。(5)は、これも將軍家に慶事があると恩赦が行はれるから島々の人口が減るといふ事。(6)は島乾物を裂いてゐると赦免狀が届いた時の情景。(7)は、流罪中は島の景色など眼にも入らぬが、赦免されてこれが島の見納めだとなる。今更其の佳景が賞美されると云ふこと。(8)は、餘りの嬉しさに濱邊へ頭を擦りつけて赦免狀のお禮を云つて、蠣殻で思はず額を擦りむくといふこと。(9)鳳は目出度い時に出て舞ふもので、何か皇室に瑞祥のある時でない。又優曇華は百年目に一回咲くと云ふ。此の二つの事を挿入して詠んだものである。(10)は奇麗な句である。(11)は御赦免になつたので流罪中に關係した島の女が、後家になつてあとに残るといふ悲喜両面の心持を云つたもの。(12)は赦免狀を持つて行つた時には其の本人は既に死んでゐたので餘儀なく塚の前で赦免の旨を讀み聞かせた後手を合はせて拜んで歸ると云ふ意味の句である。今では此の流刑といふものが、全然後を絶つたが、これも明治天皇のお蔭であつて、我々の深く感謝せねばならぬ所であると思ふ。(文責在溝口生)